

## 労働政策審議会点検評価部会の設置について

### 1 趣旨

平成21年12月、総理主導の下で、労働界、産業界をはじめ各界の有識者が参加する「第2回雇用戦略対話」において、雇用戦略の数値目標を設定し、具体策を明記するとともに、施策のPDCAサイクルに則り、その運用実績を検証・改善する必要があるとの意見があった。

また、同月に閣議決定された「新成長戦略（基本方針）」において、雇用戦略対話を踏まえ、「雇用・人材戦略」において、2020年までの具体的な目標を定めることとされた。

これらを踏まえ、本年6月の「第4回雇用戦略対話」において、具体的な目標について合意がなされ、それらの目標は、同月に閣議決定された「新成長戦略」に盛り込まれた。

このため、労働政策審議会の各分科会における意見を踏まえ定められた目標に係る施策の運用実績を点検・評価し、施策のPDCAサイクルを実施するため、労働政策審議会の下に「点検評価部会」（以下「部会」という。）を設置する。

### 2 部会の事務

- (1) 部会は、各分野の長期目標及び年度目標に係る施策の運用実績を評価する。
- (2) 年度目標については、年度途中で中間評価を行う。

### 3 評価結果の取扱い

- (1) 部会による評価結果は、労働政策審議会の本審及び各分科会に報告される。
- (2) 厚生労働省は、部会の評価結果を踏まえ、各分科会の意見を聴いて、施策の改善や必要な場合は目標の改定を行う。

### 4 部会の構成

- (1) 部会は、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員から各5名ずつ、計15名で組織する。
- (2) 部会に部会長を置き、公益代表委員のうちから、委員の互選で決定する。部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

### 5 部会の運営

- (1) 部会の庶務は、政策統括官付労働政策担当参事官室において処理する。
- (2) 部会の議事運営に関して必要な事項は、労働政策審議会令（平成12年政令第284号）、労働政策審議会運営規程及び労働政策審議会点検評価部会運営規程の定めるところによる。